

石綿に係る健康管理手帳の交付要件等の改正のための

調査研究結果について

- 過去に石綿を取り扱っていた労働者等に、石綿による健康障害が数多く発生していることが明らかとなったことを受け、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合は、平成17年12月に「アスベスト問題に係る総合対策」をとりまとめ、この中で「調査研究の結果等を踏まえ、石綿取り扱い作業従事者に対する健康管理手帳の交付要件等の見直しを行う。」という対策を示した。
- 厚生労働省は、石綿業務に従事した者の離職後の健康管理の在り方について、専門家による医学的見地からの検討を中央労働災害防止協会に委託していたところ、平成19年3月、その結果がとりまとめられた。

記

1. 石綿に係る健康管理手帳の交付要件について

- 胸部エックス線検査等で胸膜肥厚等の所見が認められない場合でも、肺がん等の悪性腫瘍が発症するという報告があることなどから、胸部の所見がなくても一定のリスクがあると考えられる者には、手帳を交付するべきである。一定のリスクがあると考えられる者とは、長期間石綿にばく露した者や高濃度の石綿にばく露し、かつ石綿関連疾患の潜伏期間を上回る初回ばく露からの経過期間がある者である。
- これを踏まえ、新たな交付要件としては、高濃度石綿ばく露作業（石綿製品の製造作業、石綿断熱工事における作業、石綿吹付け作業、石綿の吹き付けられた物の解体作業）に1年以上、かつ初回ばく露から10年を超えること、もしくはそれら以外の石綿及び石綿製品を取り扱う業務に10年以上の従事経験を有していることが適当と考える。
- なお、現行の交付要件である「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること」は残すことが妥当である。

2. 健康管理手帳（石綿）の検査内容について

- 新交付要件による手帳所持者についても、従来のとおり年2回の検査を実施するとともに、胸部エックス線写真において、異常陰影（びまん性の胸膜肥厚や石灰化胸膜プラーク）により初期肺がん等の腫瘍が読み取りにくい場合には、医師の判断により胸部CT検査（原則年1回）を実施可とする必要がある。
- 石綿肺があると認められる場合には、じん肺の健康管理手帳の取得により、じん肺の健康管理手帳による肺がん健診の制度（年1回CT検査）を利用することが可能なので、じん肺管理区分決定を受けることを勧めるべきである。

3. その他

① 健診実施医療機関について

- 今回の交付要件見直し等により、被交付者の大幅な増加が予想されるので、一定の健診精度を保ちつつ、健診医療機関の拡大を図る必要がある。

② 健康管理手帳に係る様式の一部変更について

- 喫煙により肺がん発症リスクが高まることから、健康管理に役立てるため、手帳に喫煙歴を記入する欄を追加するとともに、交付要件の区別等を健診医療機関で把握できるようにするため、交付要件を記載する欄を追加する必要がある。

③ 今後検討すべき内容について

- 職業性間接ばく露歴があり、かつ胸膜プラーク等の所見がある者を健康管理手帳の対象に含めるかどうかについては、今後の検討課題と考えられる。
- 胸部CT検査によるハイリスク者の選別等については、今後、研究を行う必要がある。

以上